

リハビリテーションの体験に寄せて



井原 健雄

(香川大学名誉教授)

Takeo
Ihara

この号をもちまして、井原先生の連載は終了させていただきます。長きに亘る本誌への寄稿、誠にありがとうございました。ここに心からの感謝を申し上げます。

筆者は、このほど思い掛けなくも「リハビリテーション」(rehabilitation)の活動を受けることになり、原則として連日、その活動に取り組んでいる状況にある。そこで、いま改めてこの「リハビリテーション」とは何か?ということについて問い正してみると、有斐閣の『経済辞典』(第5版)では、次のように説明している。すなわち、「地域リハビリテーション」とは、「在宅の障害のあるものや要介護高齢者等が安全で生き生きとした生活が送れるよう、作業療法士または理学療法士が訪問などにより機能回復訓練を提供したり、リハビリテーションの立場から医療、保険、福祉、生活に関わる機関や組織が地域において協働する活動」であるという。

また、「新明解国語辞典」(第4版)では、復旧・復職のことを「リハビリテーション」といい、その具体として「長期療養者・身体障害者などを社会生活に復帰させるための指導・訓練・リハビリ」のことであるという。

もとより筆者にとっては、このような「リハビリテーション」の活動を本格的な施設で受けることになるとは思っていなかったことから、見るものや聞くものすべてに大いなる興味と関心を覚えるとともに、その確認作業を逐一行うことにした。これを受けて、ここでは、その一端を紹介することにより、些かなりとも読者の参考に供したいと思う。

まず、最初に指摘すべき事項として、筆者の関心を特に強く引いたものとして、その施設内にあったリハビリテーション用の器具や装置のことであった。その具体的事例として、通常「メドマー」(“MEDOMER”)と呼ばれている電動式の装具に加えて、「ウォーターベッド」と「遠赤外線足湯」の3点が指摘される。

このうち、「メドマー」(“MEDOMER”)とは、療養者の足先から太腿までの箇所を袋状のものにスポリ被せて覆い、その中に圧縮空気を自動的かつリズムカルに挿入・排出し続ける装置のことであり、筆者の関心を特に強くしかも快適に惹きつける装置であった。

また、「ウォーターベッド」とは、細長い器具の中に水を注入して作られたものであり、このベッド上に寝転んで電動スイッチを入れると、その内部の水が自動的に流動することにより、その

利用者に快適感をもたらしてくれる装置となっている。

そして、最後の「遠赤外線足湯」とは、タミ半畳ほどの大きさの箱の中に、直径5ミリメートルほどの細かなセラミックの粒子を数多く敷き詰めたもので、そこに両足を踏み入れて電動スイッチを入れると、自動的に両足が洗浄されるとともに、血行も良くなり適度な快適感を味わえるものであった。

もとより、このようなリハビリテーション用の器具や装置についての評価は、その利用者の利用目的によって異なるものとなるであろうが、少なくとも筆者の評価基準に照らして考える限り、「メドマー」(“MEDOMER”)という装置が極めて優れているものと思ひ、毎回、決まったように利用してきた。

また、係りリハビリテーション用の器具や装置の利活用に加えて、別途、専門の作業療法士や理学療法士の方々が、適宜、個別具合の診断とその対応を指示して頂けることも非常に有難く、当方としては、可及的努力を傾注してその指示に従い、実践してきたわけである。

現在なお、新型コロナウイルスの感染拡大が広域的に続いている状況の中で、その感染拡大に対する私的対応としては、改めて、社会のあり方や人々の生き方を見直すとともに、価値観のパラダイム・シフトを図る契機となったように思われる。その具体的事例として、リハサロンでのリハビリタイムでは、各人別の機能訓練に加えて、別途、用意されていた図書の閲覧を行うとともに、大きなTV画面に映し出される映像とその音楽を心行くまで堪能した。このうち、その前者(図書)の事例としては、“目で見る思い出の記録:激動の中の日本と世界”という図書(南都銀行1994年版)が指摘される。また、後者(映像と音楽)の事例としては、“懐かしのメロディー”といえる文部唱歌の「椰子の実」(島崎藤村作詞、大中寅次作曲)などが指摘される。

その中でも、特に前者の図書については、大正から昭和、平成までの83年間を題材にとり、その経年的な出来事をそれぞれコンパクトに纏めたもので、自らの体験等と照らし合わせて、改めて感慨を深めることができた。

令和4年度税制改正

中小企業・小規模事業者 関係のポイント

令和4年度税制改正（中小企業・小規模事業者関係）では、中小企業向け賃上げ促進税制や5G導入促進税制の見直し・延長、交際費課税の特例措置の延長などが行われます。なお、詳しい情報は、経済産業省ホームページ https://www.meti.go.jp/main/zeisei/zeisei_fy2022/zeisei_k/index.html でご確認ください。

中小企業向け賃上げ促進税制（所得税・法人税）

見直し・延長

- 「成長と分配の好循環」に向けて、中小企業全体として雇用を確保しつつ、積極的な賃上げや人材投資を促すことが必要。
- 一人一人の賃上げや雇用の確保により給与総額を増加させる中小企業を支援。特に、より大幅な賃上げや人的投資を行う企業については、大胆な税額控除を適用。

改正概要 【適用期限：令和5年度末まで】

- ✓ 雇用者全体の給与（給与等支給総額）が前年度比1.5%以上増加した場合に、その増加額の15%を税額控除。また、前年度比2.5%以上増加した場合には、30%の税額控除。
- ✓ さらに、人的投資の要件を満たした場合には税額控除率が10%上乗せとなり、最大40%の税額控除。

5G導入促進税制の見直し・延長（所得税・法人税・法人住民税・事業税）

見直し・延長

- 5Gは、人手不足をはじめとする地域の社会課題の解決に資する重要インフラ。自動走行・自動配送、救急搬送の高度化、防災・減災、農業や工場等のスマート化など、用途は多岐にわたる。
- 「デジタル田園都市国家構想」の実現に向け、特に地方での基地局整備を加速化すべく制度を見直した上で、適用期限を3年間延長し、税額控除率を階段状にすることで、今後3年間での集中的な整備を促進する。

改正概要 【適用期限：令和6年度末まで】

全国・ローカル5G導入事業者
提出
5Gシステム導入計画（主務大臣の認定）
事業者（全国・ローカル5G導入事業者）が提出する以下の基準を満たす計画を認定
＜認定の基準＞
①安全性・信頼性、②供給安定性、③オープン性
設備導入
計画認定に基づく設備等の導入
対象設備の投資について、課税の特例（税額控除等）

＜課税の特例の内容＞ 控除額は当期法人税額の20%を上限

対象事業者	税額控除	特別償却
全国5G導入事業者	条件不利地域※1 令和4年度：15% 令和5年度：9% 令和6年度：3%	30%
	その他地域 令和4年度：9% 令和5年度：5% 令和6年度：3%	
ローカル5G導入事業者	令和4年度：15% 令和5年度：9% 令和6年度：3%	30%

＜対象設備＞

- 全国5Gシステム※2、3
 - 基地局の無線設備（屋外に設置する親局・子局）
- ローカル5Gシステム※4
 - 基地局の無線設備
 - 交換設備
 - 伝送路設備（光ファイバを用いたもの）
 - 通信モジュール

※1 別定定める過疎地域等の条件不利地域を指す
 ※2 マルチベンダー化・5A（スタンドアロン）化したものに限る
 ※3 その他地域については、多基地アンテナ又はミリ波対応のものに限る（令和5年度末まで）
 ※4 先進的なデジタル化の取り組みに利用されるものに限る

交際費課税の特例措置の延長（法人税・法人住民税・事業税）

延長

- 法人が支出した交際費等は原則として損金に算入できないこととされているが、特例として、中小法人については定額控除限度額（800万円）までの交際費等を全額損金算入することが可能。
- 販売促進手段が限られている中小法人にとって、交際費等は事業活動に不可欠な経費であること等を踏まえ、本制度の適用期限を2年間延長する。

少額減価償却資産の特例措置の延長（所得税・法人税・個人住民税・法人住民税・事業税）

延長

- 中小企業者等が30万円未満の減価償却資産を取得した場合、合計300万円までを限度に、即時償却（全額損金算入）することが可能。
- 償却資産の管理などの事務負担の軽減、②事務処理能力・事務効率の向上を図るため、本制度の適用期限を2年間延長する。

土地に係る固定資産税の経済状況に応じた措置（固定資産税・都市計画税）

その他

- 土地（商業地等）に係る固定資産税について、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、令和4年度は、課税額が上昇する土地について、税額上昇分を半減する措置を講じ、税負担の増加を緩和する。

事業承継税制における所要の措置（相続税・贈与税）

拡充

- 事業承継税制は、事業承継時の贈与税・相続税負担を実質ゼロにする時限措置。（※法人版：平成30年度抜本拡充、個人版：平成31年度新設）
- 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、法人版の特例承継計画の確認申請の期限を1年延長する。

ガス供給業・電気供給業の収入金課税の見直し（事業税）

その他

- 小売全面自由化が行われ、2022年には導管部門が法的分離することを踏まえ、ガス供給業（製造・小売事業）における収入金課税について、中小ガス事業者に加え、中堅ガス事業者は、一般の事業と同様の課税方式に見直す。また、大手ガス事業者等は、収入金課税の4割を見直し、一般の課税方式（付加価値割＋資本割）を組み込む。なお、その課税のあり方については、今後も引き続き検討する。
- 2020年に一部見直しを実施した電気供給業における法人事業税についても、事業環境や競争状況の変化を踏まえて、課税方式の更なる見直しを引き続き検討する。

海外投資等損失準備金の延長（法人税・法人住民税）

延長

- 資源のほぼ全量を輸入に依存する我が国において、資源の安定的かつ低廉な調達を行うためには、自主開発の推進を図ることが極めて重要。
- 他方、資源開発には、長期間、巨額の費用を要し、コスト及びリスクが高い。
- 海外における資源探鉱・開発に当たり、プロジェクト失敗等のリスクに備えるための準備金の積立て及び損金算入を認める措置を2年間延長する。

減耗控除制度の延長（所得税・法人税・法人住民税・事業税）

延長・見直し

- 鉱業を営む者が、採掘鉱物の販売収入又は採掘所得の一部を採掘準備金として積み立て、実際に採掘費用に充てた場合に、一定額の特別控除を認める制度。
- 石油・天然ガス、金属鉱物資源等の安定供給を確保するため、対象鉱物を一部見直したうえで、減耗控除制度を3年間延長する。

再生可能エネルギー発電設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置の延長（固定資産税）

延長

- 2030年度のエネルギーミックス実現に向け、再生可能エネルギーの更なる導入拡大を推進することが重要。
- 他方、再生可能エネルギー事業の導入初期には、様々な事業リスクがあり、投資判断を行う上での障害となっている。
- 事業リスクへの対応や再投資拡大を図り、地域における最大限の再生可能エネルギー普及に寄与するため、再生可能エネルギー発電設備に係る固定資産税を事業当初の3年間軽減する税制措置を2年間延長する。

中小企業・小規模事業者の再編・統合等に係る税負担の軽減措置の延長（登録免許税、不動産取得税）

延長

- 認定を受けた経営力向上計画に基づいて合併や会社分割等の再編・統合を行った際に発生する登録免許税、不動産取得税を一定割合軽減する措置について、適用期限を2年間延長する。

保険会社等の異常危険準備金の適用期限の延長（法人税、法人住民税、事業税）

延長

- 火災等共済組合及び火災共済協同組合連合会が、今後の異常災害に対応できる財務基盤を確保するため、異常危険準備金の積立てに係る一定割合の損金算入を認める特例措置について、適用期限を3年間延長する。

経営者の私財提供に係る譲渡所得の非課税措置の拡充・延長（所得税、個人住民税）

延長

- 中小企業の再生支援のため、再生企業の保証人である経営者が計画に基づき事業用資産の私財提供を当該企業等へ行った場合に、当該資産に係る譲渡益を非課税とする特例措置について、「産業復興機構」等を適用対象として拡充し、適用期限を3年間延長する。

小規模企業等に係る税制のあり方の検討（所得税、個人住民税）

その他

- 働き方の多様化を踏まえ、個人事業主、同族会社、給与所得者の課税のバランスや勤労性所得に対する課税のあり方等にも配慮しつつ、個人と法人成り企業に対する課税のバランスを図るための外国の制度も参考に、正規の簿記による青色申告の普及を含め、記帳水準の向上を図りながら、引き続き、給与所得控除などの「所得の種類に応じた控除」と「人的控除」のあり方を全体として見直すことを含め、所得税・法人税を通じて総合的に検討する。

中央会だより

外国人技能実習制度適正化事業 適正化講習会を開催

2月15・16日、ホテルパールガーデン(高松市)において、外国人技能実習生受入事業の適正な運営を図ることを目的に講習会を開催、組合関係者が出席しました。

まず始めに、外国人技能実習機構高松事務所認定課・神高英彰氏を講師にお迎えし、「技能実習制度運用要領の改正について」をテーマに、令和3年7月に改正となった運用要領について、具体的な事例を踏まえながら説明をいただきました。

続いて、同事務所指導課・伊勢島淳一氏より、「監理団体及び実習実施者への実地検査について」をテーマに、監理団体(組合)が実習実施機関(組合員企業)を監査する際に確認する労働基準法に係る法定帳簿等のポイント、検査時の重点項目について説明いただき、出席者は熱心に耳を傾けていました。



▲外国人技能実習機構高松事務所認定課・神高氏



▲外国人技能実習機構高松事務所指導課・伊勢島氏



▲講習会の様子

会員ニュース

香川の漆器まつりを開催

香川県漆器工業協同組合

香川県漆器工業協同組合(佐々木敏晴理事長)は2月11日～13日の3日間にわたり栗林公園商工奨励館(高松市)において「第39回香川の漆器まつり」を開催しました。

漆器まつりは、国の伝統的工芸品である香川漆器を広くPRしようと毎年開催しており、今年は10業者から約1,000点の製品が集まり、職人の熟練の技を生かした作品が訪れた人たちの目を引きつけていました。

会場では各種の技法を用いた小物漆器、大物漆器が市価よりも安く販売されており、訪れた人は繊細な模様の家具の美しさに感心し、小物を手に取って熱心に品定めしていました。

その他にも伝統工芸士による実演が行われ、訪れた方々はなかなか目にすることのできない技巧を熱心に見学していました。

佐々木理事長は、「我々漆器業界においては、コロナの影響でイベントの中止が多く、作った製品をどこに持って行けばいいのかという問題が発生している。感染症対策を徹底しながら、丹精込めて作った製品を多くの人に知ってもらうことのできる漆器まつり等のイベントについては、積極的に取り組んでいきたい」と仰っていました。



▲会場の様子



▲伝統工芸士による実演コーナー



ドナー休暇制度を設けている企業等を募集しています！！

全国で骨髄移植による治療を必要としている患者さんが年間約 2,000 人いる中で、ドナー適合通知が届いても会社を休むことができない...という理由で移植にいたらないケースが多くあります。ドナー休暇（骨髄提供する場合に取得できる有給休暇）の普及を促進することが1人でも多くの命を救うことに繋がります。そこで、香川県では、ドナー休暇制度を設けている企業等を募集し、**県ホームページ等で紹介しております！！**

ドナー休暇制度を取得し
骨髄等を提供すると...

企業等に対し知事感謝状を贈呈します！！
報道機関に情報提供の上、贈呈式を行います！！

詳しくは下記問い合わせ先が下記 QR コードからお願いたします。

お問合せ先 香川県医務国保課 総務・医事グループ TEL:087-832-3320



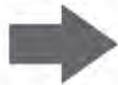
協会けんぽ
香川支部

保険料率の改定について

お知らせ

健康保険料率

10.28%



10.34%

介護保険料率(40~64歳)

1.80%

1.64%

(全国一律)

令和4年3月分(4月納付分)から**保険料率**が変わります

健診受診

保健指導の活用

健康経営[®]

詳細は

保険料率の引き下げにつながります

協会けんぽ

※「健康経営[®]」は、NPO法人健康経営研究会の登録商標です。



全国健康保険協会 香川支部
協会けんぽ

〒760-8564高松市鍛冶屋町3 香川三友ビル

お問い合わせ

TEL.087-811-0570(代表)

<受付時間>平日8:30~17:15

<https://www.kyoukaikenpo.or.jp>

BOOK RANKING 県内ベストセラー



順位	書名	著者	出版社/定価
1	聖域	コムドット やまと	KADOKAWA / 1,430円
2	塞王の楯	今村翔吾	集英社 / 2,200円
3	黒牢城	米澤穂信	KADOKAWA / 1,760円
4	人は話し方が9割	永松茂久	すばる舎 / 1,540円
5	本当の自由を手に入れるお金の大学	両@リベ大学長	朝日新聞出版 / 1,540円

香川県書店商業組合調べ

多くの事業者の景況感が冷え込んでいる

2022年1月

Industry Information

製造業	食料品	<ul style="list-style-type: none"> ●年明けから食材、資材等の値上げが激しい。組合員にとって大変厳しい状況が続いている。(惣菜) ●オミクロン株の急激な感染拡大により、戻りつつあった業務用需要が落ち込んだ。(製粉製麺) ●出荷量ベースでは、組合全体として前年同月対比95.0%(12月分)、出荷量比較としては前年累計対比97.0%である。(調理食品) ●日本冷凍食品協会による11月の冷凍食品生産数量は昨対98.8%となり、1～11月の累計では100.2%となった。1月はオミクロン株感染拡大によるまん延防止等重点措置発令で特に業務用冷凍食品の受注が激減している。また、原材料や包装資材、エネルギー関係の値上げは単価に加えて供給難にもつながりかねない状況にある。(冷凍食品) ●第6波の新型コロナウイルス感染症拡大の経済活動への影響により、醤油原材料の大豆、小麦、食塩などの市場価格が持続的高騰の情勢下にある。製造コストの上昇が醤油製造業の運営面に大きくマイナスの影響を及ぼしている。(醤油)
	繊維工業	<ul style="list-style-type: none"> ●1月に入り、オミクロン株の急激な蔓延でクリアランスセールに大きな影響を与えている。ゴルフ手袋を中心としたアウトドア用手袋の需要は順調に回復しており、生産地インドネシア・ベトナムのコロナ感染症によるロックダウンも徐々に解除されているものの、生産国からのコンテナ不足の影響で航空貨物便に頼らざるを得ず、収益を圧迫している。また、未だ生産国での50%出勤の規制は続いており、製造も全面的に回復していない。(手袋)
	木材・木製品	<ul style="list-style-type: none"> ●新型コロナウイルス第5波が落ち着いてきた12～1月初旬は受注も好調だったが、現在の第6波の影響が予想される。あらゆる原材料高・品薄は生産活動に悪影響が出ており、組合員各社は材料変更も含め模索が続いている。一方、サステナブルな取り組みとして県産材利活用に注力し始めた。(家具) ●価格の値上げ分が売上高増になったが、動きは昨年と変わらない。(製材) ●ウッドショックによる価格変動は、購買競争の結果による値付けによって高止まりしている様子である。木材、資材、住宅機器等の流通もまだ順調ではなく、コロナ収束が待たれる。(木材)
	印刷	<ul style="list-style-type: none"> ●新型コロナウイルスはデルタ株、オミクロン株と変化し、2年を経過しつつある。「ウィズコロナ」と言われているが、香川県ではまだまだ経済重視とはいかないようで各事業所とも四苦八苦している現状である。(印刷)
	窯業・土石製品	<ul style="list-style-type: none"> ●令和4年2月度より県土木積算価格が改定となったが、昨年末からの主原材料の大幅な値上げ要請が年度末までには実施されるものと思われる。今後、この対応として更なる価格改定の検討が必要となってくる。(生コン) ●加工に必要な経費(工具代、資材等)の価格が高くなっている。上昇分を加工賃の値上げに反映できないため、利益を圧縮しているが、業界の需要が落ち込んでいるため、加工賃の値上げに消極的である。(石材加工)
	鉄鋼・金属製品	<ul style="list-style-type: none"> ●発注先の生産調整期に入り、コロナ禍もあって各社生産工程の見直しや来る増産に向けての要員計画に余念が無い。ただ、原材料等は上昇の一途を辿り、価格転嫁交渉もこれから本格化する見込みである。(鋳物) ●建築鉄骨県内需要は、中型物件は少ないものの、大型物件及び小型物件は、一定程度持ち直し、上向き傾向がある。また、商社物件・他県物件が対応できるFABは、仕事量を一定程度確保しているものの、鋼材・副資材・溶材などの値上がりにより厳しい状況は続いている。(建設用金属)
	輸送用機器	<ul style="list-style-type: none"> ●親会社の工事量は、LPG・アンモニア積載船の建造が約2年分確保されている。しかし、鋼材価格の高騰は先行き不透明な状況である。(造船)
その他	<ul style="list-style-type: none"> ●コロナ感染の終息が見通せない状況で今年のうち受注の増加は期待できない。(団扇) ●オミクロン株が拡大し、ようやく回復していた売上也急速に悪化。各地の催事は中止にはなっていないが、県を越える移動が制限され、開催しても来客数は減少している。(漆器) ●1月の業況は、前年同月と比べて防衛省からの布団受注による収入が増加した。小売の方は月の前半は良かったが、後半にかけて低下した。1月で防衛省受注案件が終了したため、2月の売上が心配である。同業他社も同じ動きで2月の売上を心配している。(綿寝具) 	
非製造業	卸売業	<ul style="list-style-type: none"> ●全ての商品が値上がりしている。(セメント)
	小売業	<ul style="list-style-type: none"> ●1月上旬は、商品の動きも良かったが中旬以降、オミクロン株による影響が出て業務関係は全く動かなくなった。(青果物) ●原油高により小売価格が上昇しているため、売上数量は消費者の買い控えにより対前年比4.5%程度減少している。原油高に歯止めがかかっておらず、今後とも苦しい状況が続く予想である。(石油) ●空気清浄機の販売の落ち込みが目立ち、経営が悪化している。(電機)
	商店街	<ul style="list-style-type: none"> ●1月上旬は、まだオミクロン株感染拡大の影響も小さく、年始の初売りや冬物セール、季節品の動きも好調で人通りも多かった。前年に対して2～3割程度売上が上回る店が多かったが、1月中旬以降は過去にない勢いの感染拡大によって人流と消費に急激なブレーキがかかり、月の前半に数字の作れなかった店は1月の売上が厳しいものとなった。このところの原油価格や原材料の高騰による物価高が社会生活を直撃し、米国経済がインフレ抑止のための利上げにより活況であった株式マーケットが減速局面に入り、今後、日本のマーケットにどのような影響が出るのか、また、緊迫するアフガニスタン情勢の行方によっては世界経済にダメージが出ることなど今春から夏までにかけて消費や経済の先行きに影を落とす懸念材料が目白押しで予断を許さない状況にある。まずは身近なところから感染拡大防止に努めることが必須と心掛け、実施していきたい。(高松市) ●1月21日よりまん延防止等重点措置が発令され、21時から休業のお知らせの張り紙が目立つ。21時まで営業の店も客足が止まり、休業する店もある。人通りのない商店街を見るのは本当に辛いものがある。また、ガス代、電気代の値上がりの大きさに驚いている。商売をするより補償のある店の方が今はお得に感じる。(高松市)

1月の県内景況は、前年同月と比べて業界の売上高DI値は-12.5ポイントで前月調査の-14.6ポイントから2.1ポイント、収益DI値は-33.3ポイントで前月調査の-39.6ポイントから6.3ポイントそれぞれ改善したが、景況DI値は-31.3ポイントで前月調査の-27.1ポイントから4.2ポイント悪化した。

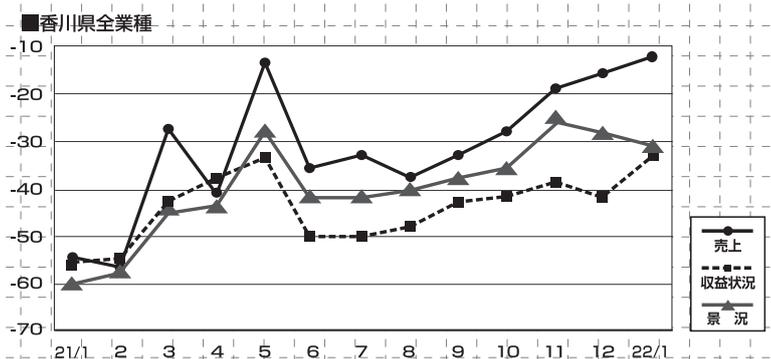
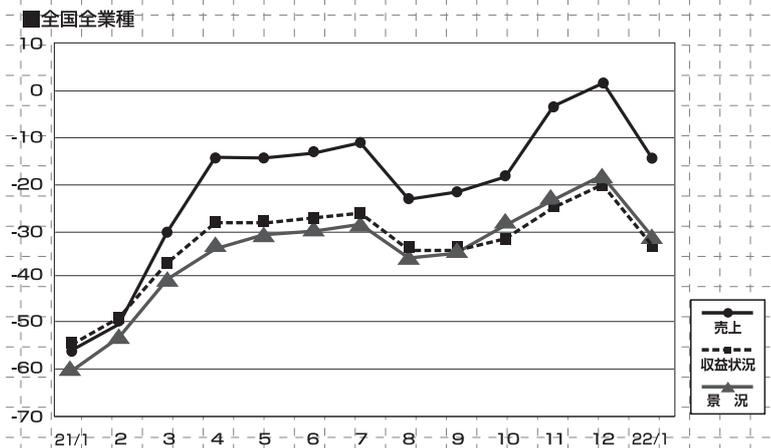
原材料価格高騰による価格転嫁困難、オミクロン株の感染急拡大により先行きが見通せない中、景況感が冷え込んでいるとの報告が多い。

非製造業	商店街 ☔	<ul style="list-style-type: none"> ●新型コロナウイルスまん延防止等重点措置の影響もあるが、高齢者などが用心してとにかく街に人が出て来ない。いつも以上にガランとしている。夜の飲食店も多くが臨時休業しており、飲食以外の店でも休業するところが出ている。とにかく深刻な状況と言える。(丸亀市) ●我慢、諦め、どう動いても成るようにしか成らないといった重い空気というより薄い空気の中で日々が過ぎていく感じである。多少でも人を雇用していた事業所(店舗)も人員を縮小したり、中高年経営者だけで店を開け続ける美容院や飲食店、洋装店などもある。どの事業者も内面疲労やストレスの蓄積は、限界に近い。(観音寺市)
	サービス業 ☁	<ul style="list-style-type: none"> ●年度末に向け多少であるが売上が増加している。しかし、まだまだ新型コロナウイルスの影響があり、対前年度比は落ち込んでいる。加えて、材料単価の上昇が続いている。(ディスプレイ) ●県内組合員調査結果(12月末時点)によると12月の宿泊人数(実績)は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けていない2019年同月比で約96%となり、前月同比を19ポイント上回った。宿泊予約状況は、令和4年1月が約51%となっている。日帰りの会議や宴会の利用者数について、12月の実績は、2019年同月比で約48%となり、前月同比を約5ポイント下回った。予約状況は、令和4年1月が約28%となっている。(旅館) ●新型コロナの影響で売上が減少している事業者を対象に経済産業省の「事業復活支援金」並びに「香川県営業活動回復加速化支援金」について広報紙に掲載したところ、各美容所が会計士、税理士等に連絡を取っているようである。また、(株)日本政策金融公庫や一般金融機関にも連絡を取り、相談しているようであり、長引くコロナ禍の影響で、各美容所ともに資金繰りがかなりきつそうに見受けられる。(美容)
	建設業 ☔	<ul style="list-style-type: none"> ●2021年の労働災害発生状況によると建設業の死者数は、前年比14.2%増の274人となり、4年ぶりに増加へと転じた。21年の建設業の労働災害による死者数は、全産業の内35.2%を占め、全ての業種の中で最も多かった。他産業に比べ、生業上労働災害が起こりやすい状況ではあるが、安全帯を使用していなかった、確認を怠った等、基本的な事ができていなかったために発生してしまった事案もあった。感染症対策継続と共に労働災害防止も今以上に取り組まなければならない。(総合建設)
	運輸業 ☔	<ul style="list-style-type: none"> ●香川県のタクシー業界は、営業収入は対前年同月比114.7%、輸送人員は106.2%と好転はしているものの、1月21日に発出されたまん延防止等重点措置により急激に悪化に転じている。(タクシー) ●令和3年12月分高速道路通行料金利用額の対前年同月比は、1.5%減となり、対前月比では、5.6%増となった。また、12月分利用車両数の対前年同月比は、1.5%減となった。(トラック) ●国土交通省1月31日発表のトラック輸送情報(2021年11月分)によると、四国における一般貨物の状況は対前月比102.1%、対前年同月比107.0%であった。品目別では、工場・生産地からの貨物増により「鉄鋼」及び「金属製品」が、商社・問屋からの貨物増及び季節的需要増により「野菜・果物」が、また、「セメント」、「紙・パルプ」及び「日用品」の輸送量が増加したと回答する事業者があった。(貨物)

香川県内の業種別DI値の変化(対前年同月比)

	売上高	収益状況	業界の景況	
製造業	食料品	☁	☁	☁
	繊維・同製品	☔	☔	☔
	木材・木製品	☀	☀	☀
	印刷	☁	☁	☁
	窯業・土石製品	☔	☔	☀
	鉄鋼・金属製品	☀	☁	☀
	輸送用機器	☁	☁	☁
	その他	☁	☔	☔
非製造業	卸売業	☁	☁	☁
	小売業	☔	☔	☔
	商店街	☔	☔	☔
	サービス業	☁	☔	☔
	建設業	☔	☔	☔
	運輸業	☔	☔	☔
その他	☁	☁	☁	

DI値の推移(対前年同月比)



※集計結果の詳細は、本会ホームページ上でご覧になれます。
<http://www.chuukai-kagawa.or.jp/>

商工中金だより

新型コロナウイルス感染症特別貸付のご案内

○中小企業向け制度

対象者	新型コロナウイルス感染症の影響を受け一般的な業況悪化を来し、次の①又は②のいずれかに該当し、かつ、中長期的に業況が回復し発展することが見込まれる方 ①直近1カ月の売上高が、前年又は前々年の同期比5%以上減少している方 ②業歴が3カ月以上1年1カ月未満の場合や、店舗増加や合併、業種転換等により前年(前々年)同期と単純に比較できない場合等で、直近1カ月の売上高が次のいずれかと比較して5%以上減少している方 a.過去3カ月(直近1カ月を含む)の平均売上高 b.令和元年12月の売上高 c.令和元年10～12月の平均売上高
資金用途	設備資金 運転資金
適用利率	商工中金所定の利率
利子補給(※1)	下記に記載の通り
貸出期間	設備：20年以内(据置5年以内) 運転：15年以内(据置5年以内)
貸出限度(※2)	元高：20億円以内 残高：6億円以内

(※1)利子補給の残高限度は、日本政策投資銀行等との合算運用となります。

(※2)元高とは貸出額の累計です。貸出限度額は日本政策投資銀行等との合算運用となります。

[利子補給制度について]

- ①残高2億円まで、当初3年間、0.9%を利子補給
- ②残高6億円まで、お借入期間中、商工中金所定の利率が日本政策金融公庫の基準を上回る場合にその差分を利子補給
- ③特別利子補給制度(注)

[特別利子補給制度について]

別途「特別利子補給制度」により、一定の要件を満たす方は、元高3億円のお借入残高に対して、当初3年間は金利0%となるまでの利子補給を受けることができます。

※一定の要件：売上減少が中小企業▲20%以上、小規模事業者▲15%以上等

※利子補給金の請求に関する具体的な手続き、要件に関する事項、利子補給金をお客様にお返しする方法等の詳細については、中小企業基盤整備機構ホームページをご覧ください。

なお、詳細につきましては、商工中金高松支店までお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

株式会社商工組合中央金庫
高松支店

〒760-0052 高松市瓦町1-3-8

TEL.087-821-6145

FAX.087-851-6074

日本政策金融公庫だより

新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的に業況悪化を来しているみなさまを対象とした「新型コロナウイルス感染症特別貸付」を取り扱っております。くわしくは、支店の窓口までお問い合わせください。

○新型コロナウイルス感染症特別貸付の概要

ご利用いただける方	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、一時的に業況悪化を来している方であって、次の(1)又は(2)のいずれかに該当し、かつ、中長期的に業況が回復し発展することが見込まれる方 (1)最近1カ月の売上高が前年または前々年の同期と比較して5%以上減少している方 (2)業歴3カ月以上1年1カ月未満の場合等は、最近1カ月の売上高が次のいずれかと比較して5%以上減少している方 ①過去3カ月(最近1カ月を含みます。)の平均売上高 ②令和元年12月の売上高 ③令和元年10月から12月の平均売上高		
お使いみち	新型コロナウイルス感染症の影響に伴う社会的要因等により必要とする設備資金および運転資金		
融資限度額 (いずれも別枠)	国民生活事業	8,000万円	
	中小企業事業	6億円	
ご返済期間 (うち据置期間)	設備資金 20年以内(5年以内) 運転資金 15年以内(5年以内)		
利率(年) (注1)	国民生活事業	6,000万円以内の部分(注2)	融資後3年目まで：基準利率—0.9% 4年目以降：基準利率
		6,000万円を超える部分	基準利率
	中小企業事業	3億円以内の部分(注2)	融資後3年目まで：基準利率—0.9% 4年目以降：基準利率
		3億円を超える部分	基準利率
担保	無担保		

(注1)基準利率は、災害発生時の融資制度に適用される利率(融資期間に応じた所定の利率)が適用されます。主な貸付利率は日本公庫HPをご覧ください。

(注2)一部の対象者については、基準利率—0.9%の部分に対して中小企業基盤整備機構から利子補給を受けることにより、当初3年間は実質無利子となります。

〈支店窓口〉株式会社 日本政策金融公庫 高松支店

URL : <http://www.jfc.go.jp>

〒760-0023 高松市寿町2-2-7 いちご高松ビル2・3階

国民生活事業(2階) Tel.0570-085-298 Fax.087-822-9274

中小企業事業(3階) Tel.087-851-9141 Fax.087-822-1423

農林水産事業(3階) Tel.087-851-2880 Fax.087-822-7350

ご活用ください。 産業雇用安定センター

(当センターは、厚生労働省と経済・産業団体の協力により設立された公益財団法人で、「失業なき労働移動」実現にむけて、全国ネットで出向・移籍の支援業務を行っています。)

会社間の人材移動

雇用の拡大

事業の拡大・組織の強化等

雇用の縮小

事業の再編・縮小・閉鎖等

無料の職業紹介

情報提供・相談・斡旋の
費用はかかりません。

- 人材の受入(途中採用)や人材の送出(雇用調整による再就職支援など)をご検討の企業様からのご相談をお待ちしています。
- 離職を余儀なくされる方に、ご希望をお聞きし求人開拓を行い再就職のお手伝いをいたします。

●お問い合わせは



公益財団法人
産業雇用安定センター

〒760-0054 香川県高松市常磐町1丁目3-1 香川事務所
瓦町FLAG 9階

TEL:087-802-6355

FAX:087-802-6357

ご利用時間

9:00~17:00

(土・日・祝日は除く)

